

政務活動費を充てることができる経費に関する運用指針について

平成 17 年 6 月

改正 平成 20 年 3 月

改正 平成 25 年 2 月

1 根拠法令

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項まで及び富山市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、富山市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、議会における『会派』に対して交付されるものである。

また、政務活動費を充てることができる経費は、条例第 8 条にその範囲を規定しており、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付すると規定されている。

2 基本的な考え方

(1) 会派交付の原則

政務活動費は、会派が行う政務活動に対して交付しているものであり、会派において実施する政務活動を具体的に決定し、必要な経費に支出する。

(2) 実費弁償の原則

政務活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲での実費を弁償する。

(3) 領収書添付の原則

領収書については、すべての支出に添付する。

3 政務活動費を充てることができる経費

(1) 調査研究費

会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）

(2) 研修費

会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）

(3) 広報費

会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

（広報誌・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

(4) 広聴費

会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

(資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)

(5) 要請・陳情活動費

会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費

(資料印刷費、文書通信費、交通費、参加費等)

(6) 会議費

会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)

(7) 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

(印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等)

(8) 資料購入費

会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)

(9) 人件費

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(給料、手当、賃金等)

(10) 事務費

会派が行う活動に伴う事務遂行に要する経費

(備品、文書通信費、事務機器購入、リース代、通信費等)

4 経費に関する運用指針

(1) 調査研究費

◎会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 ※1

- ・会議資料、開催案内等の参考資料を添付する。
- ・支払い明細が識別できるものを添付する。
- ・完成品を添付する。
- ・使用枚数等を明確にする。

②講師謝金 ※2

- ・謝金は社会通念上妥当と思われる金額とし講師から受領書をもらう。

(市が行う講演会や各種学級などの講師謝金を参考とする。)

・講師の交通費、宿泊費は実費支給とし、市の旅費基準を参考とする。

③会議等における食糧費 ※3

・実費 (たとえば湯茶、お菓子)

・政務活動と一体性があることが必要である。なお、公職選挙法に抵触しないこととし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。

④交通費、旅費、宿泊費 ※4

・政務活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲で実費弁償を基本とする。なお、公務出張との均衡を図るため、市の旅費基準などを参考とすべきものである。

・宿泊費については、実費とする。

ただし、国内の場合は14,800円を上限とする。(市の旅費を基準)

・政務活動の内容が記載された活動報告書を添付する。

・JR、私鉄、バス、地下鉄は実費とし、旅行代理店を通じて手配した場合などは、その領収書を添付する。ただし、領収書の徴収が困難な場合は支払い証明書を添付する。

・タクシー代は、実費とし領収書を添付する。(原則、県外に限る。)

・飛行機を利用する場合は、国内外を問わずエコノミー料金とする。

・自家用車を使用した場合

交通費などの実費の把握が困難な場合は、一定の基準として1kmのガソリン代として37円とする。(政務活動に要した経費に限る。)

・高速道路料金・駐車場料金は実費とし領収書を添付する。

・国外の先進地調査又は現地調査については、会派の政務活動として実施するものとし、経費は社会通念上妥当な範囲であることが必要である。手続上、会派代表者の承認を得るとともに、帰国後1か月以内に報告書を作成し添付する。

※ 特に観光は注意が必要。美術館などの見学も日程的にかなりの所要時間がかかるものは不適當となる。

⑤日当(旅行中の諸雑費の支払いに充てる経費) ※5

・県外への日当は1日当たり3,000円とする。(県内の日当は支出しない)

・費用弁償が発生している場合は支出できない。

・国外への日当は支給しない。

⑥調査委託費

・調査委託の依頼及び報告等に関する参考資料を添付する。

(2) 研修費

◎会派が行う研修会の開催に必要な経費

◎団体等が開催する研修会・講演会の参加に要する経費

- ①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)
- ②講師謝金 (※2に同じ)
- ③会議等における食糧費 (※3に同じ)
- ④交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)
- ⑤日当 (※5に同じ)
- ⑥研修会、講演会の参加費等

・領収書とともに研修会や講演会等の具体的な研修内容がわかる開催案内、研修資料、報告書など参考資料を添付する。

(3) 広報費

◎会派が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費

- ①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料
・各議員が発行する広報費(市政報告書)の経費(印刷費、コピー代、送料等)は、
1/2を上限とする。
・作成した広報誌又は報告書の成果品を添付する。
(その他※1に同じ)

- ②会議等における食糧費 (※3に同じ)

- ③交通費 (※4に同じ)

- ④アルバイト賃金(パソコン入力等事務補助)

- ・広報誌発行等に要するアルバイト賃金。
- ・住所氏名が記載された領収書があり、その賃金の1/2を上限とする。

【不適切な支出】

- ・配偶者や家族へのアルバイト賃金は、支出しない。

(4) 広聴費

◎会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

- ①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料 (※1に同じ)
- ②会議等における食糧費 (※3に同じ)
- ③交通費 (※4に同じ)

(5) 要請・陳情活動費

◎会派が行う要請、陳情活動を行うために必要な経費

- ①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)
- ②交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)

③日当 (※5に同じ)

(6) 会議費

◎会派が行う各種会議に要する経費

◎会派として参加する団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費

①会場費、機材借上げ費、印刷製本費、通信費、消耗品費 (※1に同じ)

②会議等における食糧費 (※3に同じ)

③交通費、旅費、宿泊費 (※4に同じ)

④日当 (※5に同じ)

⑤会議、意見交換会等の出席者負担金・出席者会費

・領収書とともに会議の具体的な内容等がわかる開催案内、会議資料、報告書など参考資料を添付する。

・会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであることが必要である。

・議員連盟、各種団体の参加会費は、活動内容や実態が政務活動に適うものであるかどうかを基準とし、領収書とともに具体的な協議事項、懇談内容を記入した報告書を添付する。

・懇談会等への出席に要する会費

他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、会費が定額で社会通念上妥当な範囲のものであることが必要である。

・意見交換会を目的とした会議に付随した懇談会等に出席する場合の会費は5,000円を上限とする。

【不適切な支出】

・飲食を主たる目的とした会合(各種団体の新年会等)の会費や、議員間の懇談会への支出。

・団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合のその団体に納める年会費。

・個人の議員活動で加入している団体などに納める年会費。

(7) 資料作成費

◎会派が行う政務活動に必要な資料の作成に要する経費

①印刷製本費、通信費、消耗品費、翻訳料

・完成品を添付する。

・使用枚数等を明確にする。

②事務機器購入、リース代等

・事務機器の購入、リースについては、政務活動に対する有用性が高く、直接必要

であると認められること、価格についても社会通念上妥当なことが必要である。

【不適切な支出】

- ・名刺の印刷費（個人的な議員活動もあり、会派の政務活動との識別ができない）

(8) 資料購入費

◎会派が行う政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

①書籍等購入代

- ・領収書を添付し、書籍名等を明確にする。

②新聞購読料

- ・会派控室での購読料。
- ・自宅での新聞購読料は2誌目のみとする。

③データベース利用料

- ・データベースの利用については、政務活動に直接必要であると認められることが必要である。

【不適切な支出】

- ・漫画、スポーツ新聞など、政務活動に適さない図書等。

(9) 人件費

◎会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

- ・領収書（受領書）に署名押印を必要とする。

(10) 事務費

◎会派が行う政務活動に伴う事務遂行に要する経費

- ・事務所は会派の議員控室であることから、議員控室の事務的経費等を対象とする。
- ・上記の区分(1)から(9)までの複数の項目に該当する事務的経費又は政務活動全般に要する事務的経費。
- ・社会通念上妥当な範囲であること。

①備品・事務機器・消耗品の購入

- ・備品・消耗品の購入については、政務活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められること、価格についても社会通念上妥当なことが必要である。
- ・パソコン等の事務機器については、会派の政務活動用に購入するものとする。
※会派が消滅した場合の備品については、議会事務局が保管することとなる。
- ・10,000円以上の備品は備品台帳に記載する。
- ・パソコン等の事務機器は、会派の所有とする。（貸し出しは一人1台を限度とする。）

②リース代・通信費等

・自宅におけるインターネット使用料、コピー機使用料、固定電話使用料及び携帯電話使用料等は、それぞれの経費の1/4とし、これらの合計額が10,000円を上限とする。

【不適切な支出】

・議員の私的な活動に使用するものは不適當である。

5 政務活動費からの支出が不適當な経費

私的な経費、政党活動、選挙活動、後援会活動及び交際費的な経費は不適當となる。

(参考事例)

(1) 政党活動経費

- ・党大会の出席に要する経費及び党大会賛助金に要する経費
- ・政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）など

(2) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・国政、県会議員選挙などでの各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費など

(3) 後援会活動経費

- ・後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）など

(4) 私的経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・見舞い、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・檀家総代会、報恩講等の宗教活動に要する経費
- ・観光、レクリエーション等の私的な旅行等に要する経費
- ・各種団体の新年会等の親睦会又は飲食を目的とした会合の参加に要する経費
- ・町内会費、公民館費等個人の立場で加入している会費等に要する経費

6 四半期毎の確認

・収支報告書は、会派の代表者が翌年の4月30日までに一年間分を議長に提出することになっているが、経理責任者は、政務活動費の透明性の確保・向上のため、政務活動費の交付（四半期毎）に併せて、7月末、10月末、1月末に会計帳簿と領収書などの証拠書類の整理点検を行う。